

令和3年5月14日

生徒・保護者各位

緊急事態宣言等の都道府県に往来するときのガイドライン

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が出されている都道府県を往来しなければならないとき、下記のガイドラインを遵守してください。

記

1. 生徒が通院や個人の進路確保等のために往来したとき
 - ・ 自宅で隔離をし、1週間、検温等健康状態を見てください。
 - ・ 1週間後 PCR 検査を受けてください。
 - ・ 検査結果が、陰性の場合登校を許可します。
 - ・ 検査結果が、陽性の場合速やかに保健所に連絡し指示を受けてください。
2. 生徒が公式の大会等に参加したときは、競技団体の指導に従ってください。
3. 事前に、この期間にどうしても通院や、進路に関して該当地域に行かなければならない理由等を書面等にて提出してください。
移動に関しましては、原則車での移動を行ってください。（ドア TO ドア）

※ 現在、日本全国において新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況にあります。保護者の皆様におかれましては、本ガイドラインのご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

以上